

## 令和5年度下期 補装具(整形外科)定例判定・巡回判定の日程

当センターでは、障害者総合支援法による補装具支給の判定を行っています。  
判定をご希望の方は、事前に各市町村障がい福祉担当窓口申請してください。

- 対象 義肢・装具、座位保持装置、オーダーメイド車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置等
- 会場 宮崎県身体障害者相談センター(宮崎市霧島1丁目1番地2 宮崎県総合保健センター内)

令和5年											
10月	4日	18日	25日	11月	8日	15日	29日	12月	6日	20日	27日

令和6年											
1月	10日	17日	31日	2月	14日	21日	28日	3月	6日	13日	27日

また、当センターでの判定のほか県内5市での巡回判定も下記日程で行っています

### 【日南市巡回判定】

令和5年	11月17日	金	日南市 (日南保健所)
令和6年	3月1日		

### 【小林市巡回判定】

令和6年	1月19日	金	小林市 (小林保健所)
------	-------	---	----------------

### 【日向市巡回判定】

令和6年	2月9日	金	日向市 (日向保健所)
------	------	---	----------------

### 【都城市巡回判定】

令和5年	10月13日	金	都城市 (都城保健所)
	12月1日		
令和6年	1月26日		
3月15日			

### 【延岡市巡回判定】

令和5年	10月3日	火	延岡市 (県立延岡病院 延岡保健所)
	12月12日		
令和6年	2月27日		

判定に関するお問い合わせは、

「当センターまたは、お住まいの市町村障がい福祉担当窓口」にお願いします。

## ひだまり～聴こえとことばの相談～

- 相談の日時 毎週火曜日(月4回) 13時～15時 (事前予約制)

※検査・相談の時間は約1時間ほどです。

※業務の都合等で日時が変更になることがあります。

- 場所 宮崎県身体障害者相談センター  
宮崎県総合保健センター5階(聴覚相談室・聴力検査室)  
心理検査室は5階・言語相談室は1階です。

- 対象者 乳幼児から大人まで

- 内容 聴力検査・発達検査・言語評価、指導など  
(耳鼻科医師・看護師・臨床心理士・言語聴覚士が相談、検査に応じます。)  
※料金は無料です。※予約制ですので、事前にご連絡ください。

re habilis

令和5年10月発行 Vol.26

# ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター

(高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関)

〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2

TEL: (0985) 29-2556(代)

FAX: (0985) 31-3553

https://www.shinsyocenter-miyazaki.com



ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re(再び)+habilis(適した、ふさわしい)+ation(状態にする)から採ったものです。

## 目次

- ★令和5年度高次脳機能障がい啓発パネル展について
- ★出前講座のご案内、相談機関・相談案内
- ★高次脳機能障がい家族会 **あかり** の紹介
- ★身体障害者手帳を所持することにより利用できる福祉サービスについて
- ★令和5年度補装具定例巡回判定の下期日程及び聴こえとことばの相談「ひだまり」の紹介

## 令和5年度高次脳機能障がい啓発パネル展



(宮崎県立図書館でのパネル展示R5. 7.20～7.30)

高次脳機能障がいについて知っていただくため、  
県内の下記、公共図書館において、パネル展示を開催します。

お近くの図書館で展示の際は、是非、ご観覧ください♪

### 新富町図書館

令和5年 9月20日～10月16日

### 日向市立図書館

令和5年10月10日～10月22日

### 都農町民図書館

令和5年11月1日～11月29日

### 諸塚村中央公民館図書館

令和5年11月28日～12月28日

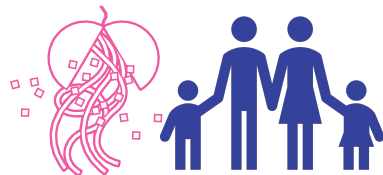
### 延岡市立図書館

令和6年2月3日～2月29日

### 西都市立図書館

令和6年2月6日～2月23日

## 出前講座のご案内



当センターでは、高次脳機能障がい者の方の支援に関する相談や支援事業の啓発活動を行っており、その一環として出前講座を実施しております。高次脳機能障がいは「見えない障がい」と言われ、本人や家族が気がつかない場合も多いため地域で医療、福祉、精神保健等に携わる方々に周知し、相談・支援に結び付けることが大変重要です。つきましては、出前講座の趣旨をご理解いただき積極的な活用をよろしく申し上げます。

### 連絡先

**宮崎県身体障害者相談センター** 担当：岩切(高次脳機能障がい支援コーディネーター)  
 電話：0985-29-2556 FAX：0985-31-3553  
 e-mail:shintaisogaisa-sodan-c@pref.miyazaki.lg.jp

## 相談機関・相談案内

連絡先は上記と同じです

高次脳機能障がい支援コーディネーターをはじめ、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・臨床心理士が、それぞれの専門性を活かしたチーム支援を基本にご相談に応じます。ご相談は、電話・当センターHPよりお受けしますが、**来所される場合は事前に連絡をお願いします。**



## 令和5年度第2回 高次脳機能障がい啓発セミナーのご案内

※今年度、第2回目となる高次脳機能障がい啓発セミナーを以下の日程等で開催する予定です。詳細は、12月頃、当センターホームページ等でご案内いたしますので、ご覧ください。

日時：令和6年1月21日(日) 場所：宮崎県総合保健センター5階大研修室

## 高次脳機能障がい家族会あかりのご紹介

外から見えず中途障がいでもある「高次脳機能障がい」。その特有の困り感は当事者や家族でないとなかなか理解ににくいものです。そのため、当事者や家族の悩みの解決に少しでも繋がる交流の場として家族会を設けています。毎月第3土曜日(8月及び12月を除く)に家族会会員の情報交換や障がい理解のための学びの会を、身体障害者相談センターと共に行っています。是非、ご参加ください。お問い合わせ先は下記まで。

### 高次脳機能障がい家族会あかり

場所：身体障害者相談センター リハビリテーション交流室  
 連絡先：090-6421-1192 e-mail:akari.kazokukai@ymobile.ne.jp



## 身体障害者手帳を所持することにより利用できる福祉サービス等

身体障害者手帳は、「身体障害者福祉法」に基づき、宮崎県知事(宮崎市在住の方については宮崎市長)が交付しています。身体障害者手帳は、「身体障害者福祉法」や「障害者総合支援法」等による福祉サービスを利用するために必要なものです。また、民間の福祉サービスを利用する場合にも必要となりますので、大切に保管してください。なお、これらの福祉サービスを利用するには、それぞれ手続きが必要ですので、ご注意ください。

今回、これら福祉サービスの一部を紹介していますが、実際に福祉サービスを利用する場合は、お住まいの市町村障がい福祉担当窓口や福祉サービスを実施している事業者にご相談ください。

### ●市町村窓口で手続きを行う福祉サービス

介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、相談支援事業、自立支援医療(更生医療)、補装具、重度心身障害者医療費助成等。詳しくはお住まいの市町村障がい福祉担当窓口でお尋ねください。

### ●JR鉄道運賃の割引 ※特別急行券は、急行券に含まれません。

区分	割引対象	種類	割引率	手続き
1種	本人単独	普通乗車券(片道100km超)	5割	駅の手帳を提示する窓口
	介護者同伴	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	本人・介護者ともに5割	
2種	本人	普通乗車券(片道100km超)	5割	
	介護者 (12歳未満の障害者と同伴の場合)	定期乗車券	5割	

### ●タクシー運賃の割引 ※市町村によって若干取扱いが異なります

乗車の際に手帳を提示することにより、メーター表示額から1割引されます。

### ●バス(宮崎交通)運賃の割引

区分	割引対象	割引率	手続き
1種	本人・介護者1名	5割	手帳の提示
2種	本人		

宮崎交通以外の路線バスを利用される場合は、取扱いが異なります。(事前に各バス会社にお問い合わせください)



※1種の介護者同伴は介護付シール要

### ●航空旅客運賃(国内線)の割引

区分	割引対象	割引率	手続き
1種	本人及び介護者(満12歳以上)	航空会社や路線によって異なりますので、各航空会社にお問い合わせください。	販売窓口到手帳を提示
2種	本人(満12歳以上)		

### ●自動車駐車禁止除外指定車の標章の交付

許可証の交付を受けた車は、法定駐車禁止区域を除いた駐車禁止区域内に一時駐車できます。

◎対象者…手帳所持者で歩行困難な方 ◎問合せ先…住所地を管轄する警察署

### ●有料道路通行料金の割引

割引対象	割引率
身体障がい者本人が、自ら運転する場合	5割
第1種身体障害者が乗車し、介護者が運転する場合	

◎割引を受けるためには、事前に市町村障がい福祉担当窓口での手続きが必要です。※割引有効期間があります。※ETC(有料道路自動料金収受システム)を利用する場合も対象になります。

◎障がい者1人につき1台のみ登録できます。※車種要件等により登録できない自動車があります。

◎問合せ先…市町村障がい福祉担当窓口又はNEXCO西日本お客さまセンター(電話 06-6876-9031)

### ●自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免

①本人が所有・使用する自動車、②本人と生計を一にする方や常時介護する方が、身体障がい者の通学・通学・通所等に用いる身体障がい者本人所有の自動車は、一台に限り適用されます。(ただし、等級により対象外となる場合があります。)詳しくは、普通自動車の場合は県税・総務事務所へ、軽自動車の場合は市町村税務担当窓口へお問い合わせください。